

平成 22 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 CEO 里村 正治  
コード番号 8713 東証第一部  
問合せ先 常務執行役 CFO 原田 儀一郎  
( TEL . 022-290-8800 )

## 金融機能強化法に基づく第三者割当による優先株式（B種優先株式）の発行に関するお知らせ

当社は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）第 3 条第 2 項に基づき、株式の引受けに係る申込みを行っておりましたが、平成 22 年 3 月 10 日、金融庁において株式の引受けが決定され、また、本日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構に対して当社 B 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 優先株式の発行の目的及び理由

当社の子会社である北都銀行の平成 21 年 9 月末の自己資本比率は 8.33%であり、自己資本比率国内基準を大きく上回っておりますが、地域経済及び中小規模事業者等は厳しい状況が続いており、このような中で当社グループが地域金融機関の使命の一つである中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を果たすためには、予防的な自己資本の積み増しが必要と判断いたしました。

そこで、当社は、財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮により、これまで以上の地域経済活性化への貢献を実現すべく、金融機能強化法に基づき、株式会社整理回収機構に対する本優先株式の第三者割当の方法による国の資本参加を申請しました。

#### 2. 発行の概要

(1) 発 行 期 日	平成 22 年 3 月 31 日
(2) 発 行 新 株 式 数	25,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 400 円
(4) 調 達 資 金 の 額	10,000,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当(株式会社整理回収機構)

#### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

10,000,000,000 円(9,960,000,000 円)

##### (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

本優先株式の発行により調達した資金は、平成 22 年 3 月 31 日を払込期日として、子銀行である株式会社北都銀行に対する出資金に充当する予定であります。

そのため、本日、株式会社北都銀行においても、当社を割当先とする優先株式（払込総額 10,000,000,000 円）につき平成 22 年 3 月 31 日を払込期日として発行するために必要な取締役会の発行決議を行っております。

なお、株式会社北都銀行においては、この度当社による出資を通じて受け入れる公的資金について、地域の中小規模事業者等への円滑な資金供給やサービスの提供などを通じて地域経済・社会の発展に

資するために、積極的に活用してまいります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

この度の資金調達には、金融仲介機能の発揮による地域の中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上に持続的に取り組む等、今回策定した経営強化計画で掲げております様々な地域金融機能を十分に発揮するための施策へ積極的に取り組む上で必要な財務基盤強化に資する調達と考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件を含む本優先株式の価値に影響を与える前提及び条件(優先配当率、取得請求期間開始時期、下限取得価額、その他本優先株式の価値算定に用いる市場データ等を含みます。)を考慮して、本優先株式の発行条件及び払込金額を決定しております。

当社といたしましては、当社のおかれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本優先株式の発行条件及び払込金額は、公正な水準であるものと考えております。なお、本優先株式の価値の算定につきましては、公正性を期すため、外部専門家より価値算定書を取得しております。

発行決議に際しましては、当社監査委員会より、本優先株式の価値及び価値に影響を与えるさまざまな諸条件に関して、外部専門家より取得した価値算定書記載の結果も考慮した上で、払込金額が割当先に特に有利でない旨の意見をj得ております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であります。当社といたしましては、本優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定した経営強化計画における返済財源確保のための方策を着実に実践し、本優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

なお、下限取得価額を仮に平成22年3月11日当社の普通株式の終値148円の50%である74円とした場合、本件の希釈化率(割当前の発行済株式に係る総議決権/平成21年10月1日時点で、1,429,349個)に対する、発行株式(下限取得価額における潜在株式)に係る議決権数の比率)は95%となっております。

#### 6. 割当先の選定理由等

##### (1) 割当先の概要

名 称	株式会社整理回収機構	
所 在 地	東京都中野区本町二丁目46番1号 中野坂上サンブライトツイン	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 廣一	
事 業 内 容	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け・信託受益権等の買取り等	
資 本 金	212,000 百万円	
設 立 年 月 日	平成11年4月1日	
発 行 済 株 式 数	普通株式 400 万株 優先株式 24 万株	
決 算 期	3 月	
従 業 員 数	634 名 平成22年1月1日現在	
大株主及び持株比率	預金保険機構 100%	
当 事 会 社 間 の 関 係		
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	預金取引及び融資取引		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
最近3年間の経営成績及び財政状態				
決 算 期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	
連 結 純 資 産	8,122	59,594	115,451	
連 結 総 資 産	3,773,815	2,694,157	2,226,291	
注 1株当たり連結当期純資産(円)	5,030	11,898	25,860	
連 結 経 常 収 益	1,070,379	276,614	227,715	
連 結 経 常 利 益	33,680	47,440	36,366	
連 結 当 期 純 利 益	33,750	67,730	55,827	
注 1株当たり連結当期純利益(円)	8,437	16,932	13,956	
注 1株当たり配当金(円)	0	0	0	

注 1株当たりの計数算出については、優先株式を含まない。

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

金融機能強化法に基づき、協定銀行である株式会社整理回収機構に対してB種優先株式を割り当てます。

(3) 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本優先株式の第三者割当は、金融機能強化法に基づくものであり、また、割当先である株式会社整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社です。従いまして、本優先株式の払込みは確実に行われるものと判断しております。

(4) 転換(行使)制限について

本優先株式は、金融機能強化法に基づき発行されるものであります。割当先が本優先株式を普通株式に転換して市場売却等を行うことも考えられますが、その際には、預金保険機構において、当該処分が、方法及び規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点から審査することとされております。また、割当先により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はありません。

このため、本優先株式は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第2項に定める適用除外に該当することから、当社と割当先は、割当先による株券への転換を制限する措置を講じておりません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 21 年 10 月 1 日現在）	
タイヨー パール ファンド エルピー（5,457 千株）	3.80%
株式会社みずほコーポレート銀行（3,751 千株）	2.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（1,982 千株）	1.38%
荘内銀行従業員持株会（1,934 千株）	1.34%
明治安田生命保険相互会社（1,494 千株）	1.04%
財団法人克念社（1,460 千株）	1.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）（1,412 千株）	0.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）（1,364 千株）	0.95%
廣野 撰（1,346 千株）	0.93%
みずほ信託銀行株式会社（1,307 千株）	0.91%

（注）今回の第三者割当増資による普通株式の持株比率の変更はございません。

(2) A 種優先株式

募集前（平成 21 年 10 月 1 日）	
株式会社荘内銀行（20,206 千株）	100.00%

（注）今回の第三者割当増資による A 種優先株式の持株比率の変更はございません。

(3) B 種優先株式

発行前（本日現在）	発行後	
該当なし	株式会社整理回収機構	100.00%

8. 今後の見通し

平成 22 年 2 月 12 日に公表した平成 22 年 3 月期通期の業績予想に変更はございません。

連結自己資本比率につきましては、本優先株式の発行により平成 22 年 3 月末には 9.4%程度を見込んでおります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社取締役会は、本件第三者割当における希釈化率が、25%以上となり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要することから、経営陣から一定程度独立した者として当社社外取締役に本件第三者割当に関する諮問を行いました。当社社外取締役は全員一致により、本件第三者割当が金融仲介機能の安定的かつ持続的な発揮を目的とする金融機能強化法に基づき地域の取引先に円滑に資金提供を行うという地域金融機関としての責務を果たすために行われるものであり、また本優先株式の商品性に関しては本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を勘案し、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から、本件資金調達の実必要性及び他の資金調達手段との比較での相当性の観点から妥当であるとの意見を本日表明しております。当該社外取締役の意見を尊重した上で、当社取締役会は本件第三者割当を決議することにいたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

株式会社荘内銀行

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結経常収益	26,335百万円	25,809百万円	23,842百万円
連結経常利益	4,651百万円	2,279百万円	12,701百万円
連結当期純利益	2,418百万円	1,082百万円	7,533百万円
1株当たり連結当期純利益	19.73円	8.84円	62.05円
1株当たり配当金	6.00円	6.00円	3.00円
1株当たり連結純資産	382.08円	335.27円	230.78円

株式会社北都銀行

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結経常収益	31,356百万円	30,600百万円	25,259百万円
連結経常利益	109百万円	417百万円	19,538百万円
連結当期純利益	356百万円	61百万円	18,165百万円
1株当たり連結当期純利益	2.40円	0.41円	122.68円
1株当たり配当金	5.00円	2.50円	0.00円
1株当たり連結純資産	237.48円	120.12円	33.15円

（注）当社は、平成21年10月1日に株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行との共同株式移転により設立されたため、最近3年間の業績は株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行の業績を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年3月12日現在）

	株 式 数	発行済普通株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 143,464,890株	100%
	A種優先株式 20,206,500株	(注) -
現時点の転換価格（行使価格） における潜在株式数	-	-

（注）A種優先株式は議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。

(3)最近の株価の状況

最近3年間の状況 株式会社荘内銀行

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	469円	370円	240円
高 値	480円	379円	265円
安 値	343円	216円	130円
終 値	373円	241円	169円

(注) 当社は、平成21年10月1日に株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行との共同株式移転により設立されたため、最近3年間の状況は上場会社であった株式会社荘内銀行の株価を記載しております。

最近6か月間の状況 フィデアホールディングス株式会社

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	121円	158円	160円	163円	151円	144円
高 値	205円	169円	183円	166円	156円	156円
安 値	108円	150円	158円	144円	130円	142円
終 値	162円	164円	162円	152円	145円	148円

(注) 平成22年3月の株価については、平成22年3月11日現在で表示しております。

発行決議前日における株価

	平成22年3月11日
始 値	148円
高 値	150円
安 値	146円
終 値	148円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

株式会社北都銀行による第三者割当増資（A種優先株式の発行）

発行期日	平成20年9月26日
調達資金の額	9,968,540,000円（差引手取概算額9,930,540,000円）
発行価額	74円
募集時における発行済株式数	普通株式 148,464,000株
当該募集による発行株式数	A種優先株式 134,710,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 148,464,000株 A種優先株式 134,710,000株
割当先	株式会社荘内銀行
発行時における当初の資金用途	地元の企業・個人向け貸出などの運転資金
発行時における支出予定時期	平成21年3月期
現時点における充当状況	全額充当済み

（注1）株式会社北都銀行A種優先株式は、平成21年10月1日における株式会社荘内銀行と株式会社北都銀行との共同株式移転に基づき、フィデアホールディングス株式会社A種優先株式を割当対価として、フィデアホールディングス株式会社に全株が取得されております。

（注2）上表において、調達資金の額及び当該募集による発行株式数には、株式会社荘内銀行に対して同日に発行された株式会社北都銀行甲種新株予約権（行使価額は上記発行価額と同額）が行使されたことに伴い、同日付けで発行されたA種優先株式（26,942,000株）を含めております。

11. 発行要項

別紙「フィデアホールディング株式会社B種優先株式発行要項」をご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 IRグループ 大石 TEL：018-833-4211

フィデアホールディングス株式会社  
B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
フィデアホールディングス株式会社 B 種優先株式（以下「B 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
25,000,000 株
3. 払込金額  
1 株につき金 400 円（総額金 10,000,000,000 円）
4. 増加する資本金の額  
1 株につき金 200 円（総額金 5,000,000,000 円）
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき金 200 円（総額金 5,000,000,000 円）
6. 募集方法  
第三者割当ての方法により、株式会社整理回収機構に B 種優先株式の全株を割当てる。
7. 申込期日  
平成 22 年 3 月 31 日
8. 払込期日  
平成 22 年 3 月 31 日
9. B 種優先配当金
  - (1) B 種優先配当金  
当社は、定款第 44 条第 1 項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種優先株式を有する株主（以下、「B 種優先株主」という。）または B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下、「B 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。）（以下、「B 種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
  - (2) B 種優先配当率  
平成 22 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る B 種優先配当率

B 種優先配当率＝初年度 B 種優先配当金 ÷ B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度 B 種優先配当金」とは、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類

する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円 TIBOR (12 ヶ月物) (ただし、B 種優先株式の発行決議日を B 種優先配当年率決定日として算出する。)に 1.00% を加えた割合 (%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成 22 年 3 月 31 日までの実日数である 1 を分子とし 365 を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。)とする。

平成 22 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る B 種優先配当年率

$$\text{B 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (12 ヶ月物)} + 1.00\%$$

なお、平成 22 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る B 種優先配当年率は、% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円 TIBOR (12 ヶ月物)」とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日) (以下、「B 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円 TIBOR (12 ヶ月物) が公表されていない場合は、B 種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円 LIBOR12 ヶ月物 (360 日ベース)) として、英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値を、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が 8% を超える場合には、B 種優先配当年率は 8% とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. B 種優先中間配当金

当社は、定款第 44 条第 2 項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭 (以下、「B 種優先中間配当金」という。)を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式を有する株主または A 種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過 B 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i)(a)当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部(当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)にかかる剰余金(以下、「当年度B種優先配当金」という。)の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b)当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii)B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部(当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

B種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

平成25年4月1日から平成37年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。))が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下

回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当社の普通株

式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
  - (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
  - (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
  - (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当

社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上